伊達まち子ども基金事業助成金　利用の手引き

令和８年５月

伊達市ポイントカード運営協議会
（事務局：伊達市経済環境部商工観光課商工観光係）

1　伊達まち子ども基金の目的

伊達市の子ども達が安心して学び、様々な体験をしながら健やかに成長することを目的とします。
「伊達まちカード」で発生した失効ポイントを利用しています。

2　対象事業について

子どもの健やかな成長を支える体験活動の振興や遊び、学びの支援を図る事業
※参加者は広く募集することとし、団体の会員のみを対象とする事業は対象外

3　助成対象者

次の条件のすべてを満たしている団体が対象者となります。
（1） 活動目標を明らかにし、規則、会則等を定めている団体
（2） 代表者及び会計責任者が明確であり、伊達市内に活動拠点を有している団体
（3） 政治、宗教または営利を活動目的としていない団体
（4） 伊達市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 26 年条例第2号）第2条第1号から第4号に掲げる者が所属していない団体

4　助成金の額

・助成金の額は、対象経費の額の8／10以内の額となります。（年間上限 10 万円）
・1,000 円未満の端数が生じたときは、切り捨てた額とします。
① 1年間あたりの上限について
・1団体につき、1年度で受けられる助成額の上限は 10 万円です。上限に達するまで、年度内に複数回申請することも可能です。
例）子ども食堂事業を複数回実施する、違う内容のイベントを複数回実施する など
・代表者が同じ、構成メンバーが複数同じ、もともとある団体から派生して生まれた団体や関係団体などは、別の名称の団体であっても、「1つの団体」とみなします。

② 助成を受けられる年数について
・連続して助成を受けられるのは、1団体につき、3年度までです。助成を受けたのと同じ期間を空けることで、再び、助成を受けることができます。
※年数のカウントは、過去に助成を受けた団体においても、令和6年度を1年目とします。

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
3年度間、助成を受ける場合	○	○	○	×	×	×	○
2年度間、助成を受ける場合	○	○	×	×	○	○	×
単年度で助成を受ける場合	○	×	○	×	○	×	○

５　助成対象経費

①消耗品費、②備品購入費、③諸謝金、④会場費、⑤広告費、⑥衛生費、⑦交通費、⑧印刷製本費、⑨委託費、⑩通信運搬費、⑪保険料、⑫食糧費、⑬景品代、⑭その他必要と認められる経費

※地域経済活性化のため、購入にあたっては、できる限り、伊達市内の店舗を利用するようにしてください。

＜備品購入費について＞

・助成対象経費に占める割合が3割以内の場合は、助成の対象となります。補助率は1／2以内の額となります。

・単価1万円以上かつ耐用年数1年以上のものを備品として取り扱います。

＜助成の対象外となるもの＞

・他の助成金、補助金等の対象経費及び直接事業に関連しない経費

・団体の経常的な運営経費（家賃、光熱水費、電話･FAX 代金など）

・団体構成員に対する謝金、手当

・団体構成員のみで行う事前打ち合わせ経費

・イベント開始時間前後の経費（団体構成員の食事代やイベント終了後の懇親会費など）

・領収書など金額確認できる書類を徴収することができない経費

・「伊達まち子ども基金事業助成金交付決定通知書」を受け取る前に支払った費用

・交付決定前に発注、購入したもの

＜領収書について＞

・領収書の宛名は事業名や申請団体名で受領してください。

・宛名が違う場合や宛名がないレシート等は助成対象外となります。

・領収書などの金額確認できる書類がない経費は、助成対象外となりますのでご注意ください。

＜交通費について＞

・団体構成員の移動に係る交通費は対象外です。

・講師などの交通費は、「領収書などで実費が確認できる公共交通費」のみが助成対象となります。ガソリン代は対象外です。

６　チラシ・広告等の作成について

・伊達まち子ども基金事業のPRのため、チラシやポスター等作成する場合には「伊達まち子ども基金PRロゴ」を可能な限り入れてください。（メールにてデータを送付します。）

7　申請の流れ

ステップ１　事前相談

助成金の対象となるのかの事前確認を行います。

事前連絡のうえ、伊達市役所商工観光課（保健センター2階）までお越しください。

ステップ２　助成対象事業　交付申請

事業の交付申請になりますので、必要書類を提出ください。

（1） 伊達まち子ども基金事業助成金交付申請書（様式第1号）

（2） 伊達まち子ども基金事業助成金実施計画書（様式第2号）

（3） 伊達まち子ども基金事業助成金収支予算書（様式第3号）

（4） 団体規則、会則、定款等

（5） その他必要書類

ステップ３　事業の実施

協議会で申請内容を審査・確認後、助成対象事業として認められた場合、「伊達まち子ども基金事業助成金交付決定通知書」が発行されます。通知書を受け取る前の費用は助成対象外となりますので、ご注意ください。

ステップ４　実績報告

事業完了の日から30日以内に、必要書類を提出ください。

（1） 伊達まち子ども基金事業助成金実績報告書（様式第7号）

（2） 伊達まち子ども基金事業助成金実施実績書（様式第8号）

（3） 伊達まち子ども基金事業助成金収支決算書（様式第9号）

（4） 領収書等の収入と支出を証明する書類のコピー

（5） その他必要書類（実施状況がわかる資料や写真等）

・資料保存のため、写真をデータにて送付をお願いいたします。

・審査後、「伊達まち子ども基金事業助成金確定通知書」をお送りします。（精算払の場合は、ここでお支払いします。）

8　問い合わせ・提出先（窓口）

伊達市ポイントカード運営協議会

（事務局：伊達市経済環境部商工観光課商工観光係）

〒052-0021 伊達市鹿島町20番地1

TEL：0142-82-3209

FAX：0142-23-1084

MAIL：syoukou@city.date.hokkaido.jp